

◆パートナーシップの宣誓により利用できる市の手続き等

令和7年4月1日時点

サービス(手続き)の名称	概要	問い合わせ先
犯罪被害者等支援制度	パートナーについても、配偶者と同様に支援対象となる。	コミュニティ推進課市民協働係 0167-39-2311 (複合庁舎 1 階総合窓口)
市営住宅への入居申込	パートナーとの入居申込、同居申請ができる。	都市建築課住宅政策係 0167-39-2316 (複合庁舎 3 階10番窓口)
腎臓機能障害者及び特定疾患患者等通院交通費助成	パートナーについても、配偶者と同様に助成対象となる。	福祉課福祉係 0167-39-2211 (複合庁舎 2 階 6 番窓口)
介護用品助成事業の申請	パートナーも対象者としてサービスを受けることができる。	高齢者福祉課介護予防係 0167-39-2255 (複合庁舎 2 階 5 番窓口)
養護老人ホームの入所申込み	パートナーが身元引受人として申込みできる。(ただし、身寄りのない場合など、状況による)	高齢者福祉課地域包括支援センター地域包括支援センター係 0167-39-2255 (複合庁舎 2 階 5 番窓口)
市職員の休暇制度	市職員の配偶者や配偶者の親族の介護や育児等のために利用できる一部の休暇制度等について、パートナーシップの関係にある者及びその親族等にも適用。	総務課職員係 0167-39-2314 (複合庁舎 3 階15番窓口)
市職員の慶弔事業、リフレッシュ事業等の利用 (福利厚生事業)	パートナーについても配偶者同様、福利厚生会事業の適用が可能。	総務課職員係 0167-39-2314 (複合庁舎 3 階15番窓口)

※制度ごとに所定の要件があります。